

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則の一部を改正する
規則

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会規則

第一条中「奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会」を「奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。